

実務手順書案に対する御意見への対応

	第26回諮問委員会で提示した実務手順書案における該当箇所	諮問委員の意見	委員名	対応案
I. ジェトロ事業における環境社会配慮の取組概要				
1	「1. ジェトロ事業において想定される環境社会配慮上のリスク」と「2. ジェトロ事業における環境社会配慮の取組の実施方法」の間に、新たな項目を追加して記載する。	(新規追加) ジェトロは、当該年度において、諮問委員会・分科会へ実施予定の事業・実施完了事業について適宜報告し、環境社会配慮に関わるリスクの可能性について助言を求めてください。それぞれの開催については、本ガイドラインⅣ.「環境社会配慮諮問委員会及び分科会の開催概要」を参照。	高梨委員	「Ⅱ. 環境社会配慮の取組にかかる進め方、手続き」において、環境レビューにかかる詳細の手続きを記載しております。
2	2. ジェトロ事業における環境社会配慮の取組	(意見) 当該項目内に、以下の注を追記する。 注:「企業の活動経費を直接補助する事業」とは、・・・判断が迷うことが想定されることから定義を記載する>	高梨委員	ジェトロにおいて、企業の活動経費を直接補助する事業については、件数は限られているため、総務部及び企画部の間で特定することは可能です。 そのため、対象事業については、環境社会配慮審査役が担当部との間で調整を行い、ガイドライン及び実務手順書に沿って、環境レビューの手続きを進めます。
3	3. カテゴリ分類の方法 諮問委員会の下に設置されている分科会の助言を踏まえ、ジェトロ事業のカテゴリ分類を行います。	(修正案) 諮問委員会の下に設置されている分科会会長 ¹ の意見を踏まえ、ジェトロ事業のカテゴリ分類を行います。	源氏田委員	カテゴリ分類は各分科会メンバーの皆様のご意見を伺うことを考えております。 案件採択後、環境社会配慮審査役は、分科会メンバーの皆様に、事業申請書、スクリーニング様式及び助言フォームをお送りします。 各分科会メンバーは、カテゴリAと判断する案件については全体について助言フォームを記入いただき、カテゴリBと判断する案件については、案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言フォームに記入いただきます。 なお、助言フォームには、案件分類結果とその理由についても記載いただけるよう、記載項目を追加しました。
4	3. カテゴリ分類の方法	(意見) カテゴリCへの分類は、誰が、どのような手続きで行なうのか、追記していただきたい。	源氏田委員	「Ⅱ. 環境社会配慮の取組にかかる進め方、手続き 4. カテゴリC」に記載のとおり、ジェトロがカテゴリCに該当する事業及び取組を取りまとめ、環境社会配慮諮問委員会に報告します。
Ⅱ. 環境社会配慮の取組にかかる進め方、手続き				
5	2. カテゴリB (2) 案件毎にカテゴリAもしくはBのいずれか破断を要する事業の続き (省略) 同項目の「1) 事業実施前の段階⑤」において、環境社会配慮審査役から分科会に申請書及びスクリーニング様式を送付した	(修正案) 分科会会長 ¹ の助言を踏まえカテゴリAもしくはBのいずれか分類が決まります。	源氏田委員	上記3の対応を参照

	後、分科会の助言を踏まえカテゴリAもしくはBのいずれか分類が決まります。			
6	4. 環境レビューの実施フロー(カテゴリA及びB)	(意見) 同じフロー図の中でカテゴリAとカテゴリBの両方が書き込まれていると、手続きの流れがよく分かりにくいと、カテゴリAのフロー図とカテゴリBのフロー図を分けて記載する。	源氏田委員	御意見を踏まえ、フロー図の一部を修正いたしました。上記3、5で記載のとおり、分科会の皆様にカテゴリ分類のご意見を伺いますので、カテゴリAとカテゴリBの両方を書き込んでおります。
Ⅲ. 環境レビューにおける分科会との連絡フロー				
7	1. カテゴリA (1) 事業開始前の段階 2)	(修正案) 1. カテゴリA・ <u>B共通</u> (新規追加) 2) (省略) <u>各分科会メンバーは、カテゴリA案件については全体について助言フォームを記入することとし、カテゴリB案件については、カテゴリ分類結果や案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言フォームを記入することとします。</u>	田辺委員	御意見を踏まえ、以下のとおり修正、追記します。なお、カテゴリ分類は、分科会メンバー全員のご意見を伺うようにします。 「各分科会メンバーは、カテゴリAと判断する案件については全体について助言フォームを記入することとし、カテゴリBと判断する案件については、案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言フォームを記入することとします。」
8	2. 案件毎にカテゴリAもしくはBのいずれか判断を要する事業	(修正案) 全て削除	田辺委員	御意見を踏まえ、該当箇所を削除します。
Ⅳ. 環境社会配慮諮問委員会及び分科会の開催概				
9	1. 環境社会配慮諮問委員会 (1) 目的	(新規追加) <u>また、必要に応じて分科会を設置し、分科会の行った活動について報告を受け、必要に応じて指導する。</u>	田辺委員	御意見を踏まえ、新たに追加した「2. 業務」の項目に追記します。
10	1. 環境社会配慮諮問委員会 (1) 目的 ・ジェトロの環境社会配慮の実施	(修正) ジェトロの環境社会配慮の実施 状況の報告	高梨委員	環境社会配慮諮問委員会の助言対象の一つに、「ジェトロの環境社会配慮の実施」があります。
11	1. 環境社会配慮諮問委員会 (2) 開催頻度 原則、年1回開催(7月頃を予定)。1回以上要する場合には、諮問委員会委員長の意見を踏まえ、随時開催を検討する。	(修正) 原則、年 24 回開催(7月、 3月 頃を予定)。 24 回以上要する場合には、諮問委員会委員長の意見を踏まえ、随時開催を検討する。	高梨委員	7月頃に開催する諮問委員会において、ガイドラインを踏まえ、前年度の環境社会配慮の取組、事業実績などについてジェトロより報告予定です。 その他の開催時期及び内容については、諮問委員会委員長のご意向を踏まえ随時調整いたします。
12	2. 分科会 (1) 目的 ジェトロ事業のカテゴリ分類及びカテゴリA及びBに分類された事業への助言を行う。	(修正案) ジェトロ事業のカテゴリ分類及びカテゴリA 及びB に分類された事業への助言を行う。	源氏田委員	カテゴリ分類は、分科会メンバーの皆様のご意見を伺うことを考えております。そのため、以下のとおり修正します。 「・ジェトロ事業のカテゴリ分類及びカテゴリAに分類された事業への助言を行う。カテゴリB案件については、案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言する。」

別紙1 事業申請書(雛形)				
13	4. 本事業実施計画 (7) 環境・社会配慮に関する側面の検討	(意見)この部分はスクリーニング様式と質問が重複していると思いますが、二重で記載を求める必要はあるのでしょうか。	田辺委員	ガイドライン別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」の内容と整合性を図っております。スクリーニング様式のみでは把握できない項目もあるため、記載時点で記載可能な内容を簡潔に記載いただくよう補足します。
別紙2 スクリーニング様式				
14	項目4 環境社会配慮の実施に関する確認	(新規追加案) <u>4-4 他の選択肢との比較検討</u> <u>事業の実施場所・方法等について、他の選択肢との比較検討を行った場合には、その内容について、できる限り具体的に記載して下さい。</u> ()	源氏田委員	御意見を踏まえ、追記します。
別紙3 助言フォーム(雛形)				
15	全体	(修正)以下の項目タイトルの修正 2. <u>社会環境と人権への配慮</u> <u>他の選択肢との比較検討</u> 3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲 4. <u>他の選択肢との比較検討</u> <u>環境と人権への負の影響の回避・緩和策</u> 5. <u>情報公開・ステークホルダーからの情報収集との協議</u>	田辺委員	御意見を踏まえ、修正します。なお、4. については、ガイドラインの修正内容と整合性を図るため、「環境と社会への望ましくない影響の回避・緩和策」とします。
その他				
16	Ⅱ1. (1)1)⑤、Ⅱ1. (1)3)③、Ⅱ2. (1)1)⑤、Ⅱ2. (1)3)③、Ⅲ1. (1)3)、	以下の内容を追記する。 「 <u>なお、環境社会配慮審査役は、分科会の要請に基づき、助言内容について分科会と担当部との協議の機会を開催することがあります。</u> 」	高梨委員	Ⅱ. 1. (1)3)事業報告書の精査段階に、④の新たな項目を追加し、以下の内容を追記します。 「環境社会配慮審査役は、分科会メンバーと担当部の双方と連絡調整を行い、業務が円滑に進むよう調整します。但し、分科会会長から要請があった場合には、分科会と担当部の協議の場を設けることがありますので予め留意して下さい。」

以上